

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【日本学生支援機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月25日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本学生支援機構

(平成25年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 保有する国際交流会館等及び職員宿舎について検証・見直しを行い、国庫納付又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用するため、平成23年度中に一般競争入札により譲渡先が決定した仙台第一(宮城県仙台市)、仙台第二(宮城県仙台市)、駒場(東京都目黒区)、祖師谷(東京都世田谷区)、大阪第一(1号館)(大阪府吹田市)、大阪第一(2号館)(大阪府吹田市)、大阪第二(大阪府大阪市)、広島(広島県広島市)の各国際交流会館、及び職員宿舎(百合丘第一宿舎(神奈川県川崎市)を除く。)については平成23年度末で廃止した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 平成23年度中に一般競争入札により譲渡先が決定した国際交流会館等(7か所、8施設)の譲渡収入については、政府出資の割合分5,928,024千円を平成24年4月に国庫納付した。</p> <p>● なお、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産が生じた場合には、独立行政法人通則法に従い、国庫納付等必要な手続きを行う予定である。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 平成22年3月に売却した京都国際交流会館及び京都学生支援会館の譲渡収入については、政府出資の割合分95,025千円を平成23年4月に国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物/金融/その他資産の別:実物 ・資産の名称:京都国際交流会館・京都学生支援会館 ・21年度末時点での簿価額:450,513千円 ・金銭納付/現物納付の別:金銭納付 ・国庫納付額・時期:95,025千円・平成23年4月
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 主たる事務所及び都内事務所の在り方について検討を行い、当面は現状を維持する方がコスト的にも優位であるとの一定の結論を得たが、今後、必要に応じて、業務量や人員の推移の観点も含めて引き続き検討を行うこととしている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 都内事務所の在り方について、保有形態をより具体的に想定する等、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ調査した結果を踏まえて検討を行い、当面は現状を維持する方がコスト的にも優位であるとの一定の結論を得たが、今後、必要に応じて、業務量や人員の推移の観点も含めて引き続き検討を行うこととしている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ バンコク事務所については、日本学術振興会バンコク研究連絡センターと平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 該当なし(職員研修・宿泊施設は保有していないため)</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 主たる事務所及び都内事務所の在り方について検討を行い、当面は現状を維持する方がコスト的にも優位であるとの一定の結論を得たが、今後、必要に応じて、業務量や人員の推移の観点も含めて引き続き検討を行うこととしている。</p> <p>○ 職員宿舎については、借り上げ宿舎も含めた在り方の具体的な検討を行い、百合丘宿舎(神奈川県川崎市)を除く全ての宿舎を平成23年度末までに閉鎖し、百合丘宿舎については平成29年3月末までに閉鎖することとした。</p> <p>○ 東海北陸支部(分室)(愛知県名古屋市)を平成23年度末に廃止した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札等、競争性のある契約への移行を進めるとともに、新たに生じた案件についても真にやむを得ないものを除き競争性のある契約を行っている。また、一者応札・一者応募となった契約については、入札参加条件の見直し等の改善を図っている。</p> <p>(主な見直し内容)</p> <p>・一者応札・一者応募については、過去3年間に引き続き一者応札・一者応募となった案件について本機構ホームページで公表し事業者からの意見招請を実施することとしていたが、更に見直し改善を進めるため、直近の過去2回の競争入札等で継続して一者応札・一者応募となった案件に対して意見招請を実施することとした。</p> <p>・競争性のない随意契約としていた国際交流会館等の管理・運営業務については地域毎にブロック化、一者応札であった東京国際交流館設備運転保守管理業務については参加条件において等級の見直し(従来の「A」等級のみから「A」「B」又は「C」等級への変更)及び業務実績(延床面積61千㎡以上を30千㎡以上に変更)の緩和を図るなど、競争性を確保した上で、一般競争入札により調達を行っている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度契約状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 4,621,144千円(72.7%) 競争性のない随意契約 1,731,056千円(27.3%) [対前年度276,823千円の減] (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 263件(78.3%) 競争性のない随意契約 73件(21.7%) [対前年度 51件の減] ・平成23年度契約状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 3,274,263千円(70.7%) 競争性のない随意契約 1,357,816千円(29.3%) [対前年度373,240千円の減] (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 203件(75.2%) 競争性のない随意契約 67件(24.8%) [対前年度 6件の減] ・平成24年度契約状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 3,328,886千円(78.9%) 競争性のない随意契約 892,313千円(21.1%) [対前年度465,503千円の減] (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 181件(75.1%) 競争性のない随意契約 60件(24.9%) [対前年度 7件の減]
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、日本学生支援機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 該当なし(関連法人がないため)</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 保有する国際交流会館のうち合築施設(札幌(北海道札幌市)、金沢(石川県金沢市)及び福岡(福岡県福岡市)の国際交流会館)及び事務所を共有する駒場事務所(東京都目黒区)においては、地方公共団体等と共同で施設の管理運営委託を実施している。また、平成24年度からは他の独立行政法人とコピー用紙の共同調達を実施しているところ。今後、他機関と共同で調達できる案件があれば実施を検討する。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 該当なし(研究開発事業がないため)</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 東京国際交流館プラザ平成(東京都江東区)の企画・管理・運営業務及び国際交流会館等の管理・運営業務について、平成20年度から市場化テストを実施しており、市場化テストの実施状況を踏まえつつ、順次対象施設の拡大を図ってきたところであるが、機構における国際交流会館等の設置・運営については、平成23年度末までに廃止することとされた。このことを踏まえ、施設を売却する方向である国際交流会館等の管理・運営業務について、市場化テストの対象範囲及び対象施設の拡大は行わず、平成23年度末までの廃止に向けて一般競争入札による売却を進めた。 ● また、平成25年6月の公共サービス改革基本方針の改定において、日本学生支援機構インターネットシステム保守運用支援業務については、次回入札結果を踏まえて、民間競争入札の実施について検討し、平成29年度末までに結論を得ることとされた。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札に移行している。また、本機構に設置している契約監視委員会において、その適切性に関する点検を実施し、その点検結果を踏まえた契約の見直しを行っている。 ● 契約状況の点検及び見直し結果や契約情報を適宜公表しているほか、公募を行う場合については、公募要領の提示、本機構ホームページへの掲載、審査基準の競争参加者への配付など、競争性・透明性の確保に関する取組を行っている。 ● 一者応札・応募への対策として、①入札公告の本機構ホームページへの掲載、②文部科学省のホームページにリンクしての情報提供、③調達内容の具体化、明確化、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始までの準備期間を長く確保できるよう日程設定、⑥競争参加資格要件の緩和・改善、⑦参加招請を実施する等の対策を取っている。 ● 少額随意契約のより一層の契約手続の透明性、公平性を確保するため、50万円以上(税込)の少額随意契約により調達する案件を対象として、平成25年6月より、見積りの相手方を特定せず、案件を本機構ホームページで公開し、参加希望者からの見積書提出により最低価格の者を契約の相手先として決定する公募型見積り合わせを導入している。 ● 監事監査において、内部統制や経費の削減状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況等の適正性の監査を実施している。また、監査室において、業務運営の適正性、効率性及び有効性について内部監査を実施するとともに、会計経理の適正性を監査している。
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(閣議決定)等に基づき、人事院勧告相当分を平成24年3月から削減するとともに、「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」(平成24年3月6日総務省事務連絡)等の要請に対応し、給与特例法に準じて役員は平成24年5月から、職員は平成24年7月から削減を行った。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● 「独立行政法人日本学生支援機構年度計画」において、平成24年度の人件費に関して、平成17年度の人件費に比べて5%以上削減することとしているが、平成24年度において対17年度削減率△24.6%を達成している。併せて役職員の給与についても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等の措置を講じており、ラスパイレズ指数については、機構設立時の平成16年度においては114.2であったが、平成24年度においては103.4にまで下がっており、平成25年度においても適正な給与水準の確保に向けて引き続き取り組んでいくこととしている。なお、国に比べ給与水準が高くなっている理由としては、①地域別では、国家公務員に対して地域手当支給割合の高い地域(東京都新宿区・目黒区など)に勤務する職員の比率(平成24年度:82.9%←平成23年度:82.6%)が高いこと、②学歴別では、大学卒以上の職員数(平成24年度:82.9%←平成23年度:82.0%)が短大・高校卒の職員数と比較して多く、国家公務員全体と比較して高いこと等が挙げられる。在勤地域・学歴を勘案した平成24年度の比較指標は91.1である。</p> <p>また、事務の集中化等の効率化に伴う職員の削減、業務の外部委託等に伴う職員の削減などの措置を講ずるとともに、管理職を含め組織の簡素化を図りつつ、平成25年度末までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 個人情報保護にも留意しつつ、引き続き、各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については個別の額を公表していくこととしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事定期監査において、国家公務員の給与水準にも留意しつつ、給与等に係る規程等の改正の状況など、給与水準の妥当性について検証を行っている。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、「給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。」とされたことを踏まえ、給与水準については、これまで、毎年度の業務実績評価書において明らかにしたうえで、文部科学省独立行政法人評価委員会による事後評価を受けており、平成24年度の給与水準についても、これまでと同様に同委員会から、平成25年6月24日にチェックを受けた。なお、給与水準のチェックに資するため、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等にあたっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)に基づき毎年度公表している「独立行政法人日本学生支援機構の役職員の報酬・給与等について」を、同委員会に参考資料として提示した。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 第一期中期計画(平成16～20年度)においては、5法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の効率化に努めるものとして、一般管理費16%以上、業務経費(事業費)9%以上の削減を目標として設定し、目標値を上回って削減した(一般管理費△18.6%、業務経費(事業費)△21.2%)。第二期中期計画(平成21～25年度)においては、法人統合時(平成16年度)の経費削減効果は見込めないものの、第一期中期計画期間と同率の削減目標とし、実質的に第一期を上回る業務の効率化を目標として設定しているが、平成24年度において一般管理費△16.2%、業務経費△27.1%となっており、目標に向けて経費の節減に努めているところである。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 職員に係る諸手当については、国家公務員に準じたもの、もしくはそれ以下の水準となるよう徹底している。また、法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断、人間ドックの内容(検査項目、対象等)等に関して、国家公務員に準じたものとなるよう引き続き実施していく。海外出張旅費については、国に準じた規程により支給することとしているが、実際の運用においては、基本的に、格安航空券等を利用することとしている。なお、給与振込経費については、本機構が負担する経費は生じていない。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 運営費交付金については、中期計画における算定ルールに沿って効率化係数等に基づき削減を行うとともに、事業の見直しに伴う改廃についてその増減を適切に反映するなど、その積算を精査している。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 各部から独立し、内部監査を実施する監査室を平成21年4月に新たに設置した。また、平成23年4月に監事事務局を設置し、監事監査と内部監査の役割分担の明確化、連携強化を図っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 機構に設置した外部有識者より構成される「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」による検討結果を踏まえ、研修事業委員会を設置し検討を行い、研修事業のさらなる厳選(平成22年度において4領域11事業であった研修事業について平成24年度から3領域5事業に厳選)を行うとともに、平成24年度から就職・キャリア支援研修会〔専門コース〕を有料化し、実施した。</p> <p>● 日本留学試験の受験料について、受益者の負担を適正なものとする観点から、平成23年度実施において韓国、平成24年度実施においてインドネシア及びベトナムの受験料の値上げを行い(韓国実施に係る受験料の値上げ額:1科目のみ10千ウォン、2科目以上15千ウォン、インドネシア実施に係る受験料の値上げ額:10千ルピア、ベトナム実施に係る受験料の値上げ額:30千ドン)、国内実施に係る受験料についても平成25年度実施において値上げを行ったところ(国内実施に係る受験料の値上げ額:1科目のみ500円、2科目以上:1,000円)。また、日本語教育センターが実施する予備教育について、平成23年度の新入生から授業料を値上げ(学納金の値上げ額:1年コース(東京・大阪)15千円、1年半コース(東京)27.5千円、(大阪)15千円)し、国費の削減を図っているところである。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 主に高校生を対象に奨学金制度を分かりやすく紹介することを目的として作成しているパンフレット「奨学金ガイドブック」作成にあたり、平成23年度から、機構に寄せられた寄附金を活用することとした(平成23年度における対前年度削減額△3,943千円)。また、寄附金により、経済的理由により修学に困難がありつつも、学術・文化・芸術、スポーツ及び社会貢献の各分野で優れた業績を挙げた学生及び生徒を奨励・支援する優秀学生顕彰事業を実施している。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 日本語教育に係る各種教材の出版により、自己収入の拡大を図っているところ(平成22年度における対前年度増加額1,652千円)。また、平成22年度に作成したアラビア語圏留学生のための「留学生のための理科系専門用語辞典」について、平成23年度から市販を開始した。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 私費外国人留学生学習奨励費の成果検証を行うため、平成21年度学習奨励費受給者のうち最終年次者の進路状況調査(平成22年6月実施、平成22年8月取りまとめ)及び平成22年度学習奨励費活用状況等調査(平成22年11月実施、平成23年5月取りまとめ)を実施した。調査結果については、平成23年度に設置した「私費外国人学習奨励費給付制度成果検証委員会」において分析し、事業の成果検証を行い、平成24年3月に検証結果を取りまとめた。</p> <p>上記の検証結果を踏まえ、以下のとおり制度の改善を図った。</p> <p>①学習奨励費受給者に対して、卒業後のフォローアップ調査を平成24年度より実施</p> <p>②学習奨励費受給者の質の向上に向け、大学の世界展開力強化事業及び国費外国人留学生(研究留学生)の優先配置を行う特別プログラムへの重点配分を平成24年度より実施</p> <p>③学習奨励費受給者のモチベーション向上を目的として、平成25年度より「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度」へ名称を変更</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 大学等から申請されるプログラムを採択して実施している事業等について、平成21年度に採択した学生支援推進プログラムにおいては、大学等の取組に対する評価の実施方法及び公表のあり方について検討し、特に優れた取組を行っている大学等について選定し、他の大学等への参考とするとともに国民への理解増進を図るため、その取組をホームページ上で公表した。</p> <p>● 中期計画及び年度計画の達成に向けて、毎年度、事務・事業の進捗状況及び課題の確認を踏まえ、実施業務の現状・課題の把握・分析、改善方法等の検討を行っている。なお、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会による平成23年度業務実績評価の結果については、透明性の確保に資するよう平成24年8月27日に機構のホームページで公表した。</p>

No.	18	所管	文部科学省	法人名	日本学生支援機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 奨学金貸与事業	減額返還制度の導入	22年度中に実施	経済的理由による返還猶予者に対し、減額返還の仕組みを導入する。	1a	22年12月に関係法令（政令等）を改正し、23年1月から減額返還の仕組みを導入し、23年度末までに4,630人の承認を行った。	措置済み
02 留学生支援事業	留学生宿舍等（国際交流会館等）の設置・運営の廃止	23年度中に実施	大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。	2a	<p>大学・民間等を対象に施設売却についての一般競争入札を実施し、仙台第一（宮城県仙台市）、仙台第二（宮城県仙台市）、駒場（東京都目黒区）、祖師谷（東京都世田谷区）、大阪第一（1号館）（大阪府吹田市）、大阪第一（2号館）（大阪府吹田市）、大阪第二（大阪府大阪市）、広島（広島県広島市）の各国際交流会館については、平成23年度中に当該地域の大学（国立大学法人及び学校法人）へ売却した。</p> <p>売却が困難な札幌、金沢、兵庫、福岡及び大分の各国際交流会館並びに東京国際交流館については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月閣議決定）を踏まえ、大学・民間等への売却にむけ、売却条件について大学や地権者等関係機関との協議を行うなど、引き続き売却努力を続けるとともに、当面、廃止の進め方についての検討を行う間、資産の有効活用の観点から、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなどの措置を講じている。</p> <p>※一般競争入札によっても買い手のつかなかった会館については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月閣議決定）において「やむを得ない事情により売却が困難なものについては廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る」こととされている。なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月閣議決定）において、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結することとされた。</p>	国際交流会館等については引き続き売却をめざす。ただし、留学生交流の効果を十分に発揮させる上で必要な交流拠点の中核的役割を果たすにふさわしい条件を備えた施設があれば、「中核的な留学生交流の場」としての再構築も視野に入れることとしている。
	留学情報センターの廃止	22年度中に実施	留学情報センター（東京・神戸）は廃止する。	1a	22年度末に留学情報センター（東京・神戸）を廃止。	措置済み
	私費外国人留学生学習奨励費の見直し	23年度中に実施	成果検証を厳しく行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。さらに、留学生借り上げ宿舍支援事業等を統合し、奨学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する。	1a	<p>私費外国人留学生学習奨励費の成果検証を行うため、21年度学習奨励費受給者のうち最終年次者の進路状況調査及び22年度学習奨励費活用状況等調査を実施した。調査結果については、「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」において分析し、事業の成果検証を行い、24年3月に、学習奨励費の存在意義は極めて高いとの検証結果を取りまとめた。</p> <p>当該委員会における提言を踏まえ、24年度から、学習奨励費の受給条件に卒業後の進路状況等調査に協力することを加えるとともに、国際的な大学間交流による教育環境の整備等に努めている大学に対して重点配分を行っていくこととした（24年度秋季より実施予定）。</p> <p>また、渡日前の予約採用の拡充について、22年度に、渡日前入学許可で大学等に入学する者で、大学等から成績優秀者として推薦を受けた者を予約者とする制度を、23年4月入学者から対象として新たに設置した。それを受け、23年度春季入学者560名、23年度秋季入学者999名、24年度春季入学者549名を、大学推薦渡日前入学者枠として決定した。</p> <p>なお、留学生借り上げ宿舍支援事業については、23年度から、私費外国人留学生学習奨励費の予約者及び採用者を優先して支援する方法に改め、私費外国人留学生学習奨励費の推薦時期に併せて募集を行っている。</p>	措置済み
03 学生生活支援事業	学生支援情報データベースの廃止	22年度中に実施	学生支援情報データベースを廃止する。	1a	22年12月に学生支援情報データベースを廃止。	措置済み
	冊子「大学と学生」の廃止	22年度中に実施	冊子「大学と学生」を廃止する。	1a	22年度末に冊子「大学と学生」を廃止。	措置済み
	研修事業の重点化、有料化	23年度中に実施	研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する。	1a	機構に設置した外部有識者より構成される「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」による検討結果を踏まえ、研修事業委員会を設置し検討を行い、研修事業のさらなる厳選（22年度において4領域11事業であった研修事業について24年度から3領域5事業に厳選）を行うとともに、24年度から就職・キャリア支援研修会〔専門コース〕を有料化（受講料5千円）することとした。	措置済み
	各種調査の重点化	23年度中に実施	各種調査については、厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一環として実施する。	1a	機構内で各種調査の厳選・分類に向けて検討し、各種調査の重点化に向けた見直しの方向性を定め（23年12月）、学生の生活に関する各調査について調査項目の厳選・見直しや調査工程の短縮化を行うなど、調査ごとに当該調査を必要とする事業の一環として実施した。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04		国際交流会館等	23年度以降実施	国際交流会館等（13か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。	2a	平成23年度中に一般競争入札により譲渡先が決定した国際交流会館等（7か所、8施設）については、平成24年4月13日に政府支出の比率に応じて国庫納付した。 未売却の国際交流会館等については、売却に向けて、大学や地権者等関係機関と調整を行っている。	国際交流会館等については引き続き売却をめざす。ただし、留学生交流の効果を十分に発揮させる上で必要な交流拠点の中核的役割を果たすにふさわしい条件を備えた施設があれば、「中核的な留学生交流の場」としての再構築も視野に入れることとしている。
05	保有資産の見直し	職員宿舎	23年度以降実施	職員宿舎（7か所）については、真に必要な宿舎以外のものは売却を検討する。売却収入については、国庫納付する又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用をする。	2a	閉鎖した職員宿舎のうち、奨学金貸与事業の貸倒引当金充当に必要な額以上での売却の見込みが立った宿舎については、売却のための一般競争入札を実施し、高円寺宿舎（東京都杉並区）は平成23年3月、豊田宿舎（東京都日野市）及び百合丘第二・第三宿舎（神奈川県川崎市）は平成24年4月、鳴子宿舎（愛知県名古屋市）は平成24年8月、香里宿舎（大阪府枚方市）は平成25年3月に夫々売却・引渡を実施した。また、平成23年度末に閉鎖した田代宿舎（愛知県名古屋市）及びさつき丘宿舎（大阪府枚方市）については、文部科学省より重要な財産の処分について認可された（平成25年2月7日）ことを受け、平成25年4月より売却のための一般競争入札を実施し、田代宿舎は平成25年6月に売却・引渡しを実施し、さつき丘宿舎は平成25年7月に売却・引渡しを実施した。 また、百合丘宿舎（旧百合丘第一宿舎）（神奈川県川崎市）は、平成29年3月末までに閉鎖することとした。	百合丘宿舎は、計画に基づき平成29年3月末までに閉鎖する。
06	事務所等の見直し	市谷事務所の在り方を検討	24年度中に実施	市谷事務所の在り方については、国際交流会館等の廃止、経済合理性等を勘案しつつ、検討し、一定の結論を得る。	1a	市谷事務所の在り方については、保有形態をより具体的に想定する等、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、調査・研究を行った。この結果を踏まえ、本部事務所及び他の都内事務所の在り方も含めて検討し、当面は現状を維持する方がコスト的にも優位であるとの一定の結論を得た。	今後、必要に応じて、業務量や人員の推移の観点も含めて引き続き検討を行うこととしている。
07	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	バンコク事務所を日本学術振興会と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	バンコク事務所については、日本学術振興会バンコク研究連絡センターと平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。	措置済み
08	事務所等の見直し	東海北陸支部（分室）の在り方を検討	23年度以降実施	東海北陸支部（分室）について、廃止も含めて検討する。	1a	23年度末に東海北陸支部（分室）（愛知県名古屋市）を廃止。	措置済み

No.	18	所管	文部科学省	法人名	日本学生支援機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 奨学金貸与事業	延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。	1	<p>機構に設置した学校関係者、学識経験者、金融関係者、法曹関係者等からなる「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において、奨学金の効果的な回収方策等について検討を進め、報告書を取りまとめた（「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」平成20年6月10日）。同報告書の提言を踏まえ法的措置の徹底、民間委託の推進、個人信用情報機関の活用などの改善方策を平成20年度から順次実施するとともに、第2期中期目標・中期計画（平成21年度～25年度）等に反映させた。</p> <p>返還金の回収状況については、平成21年度に設置した外部有識者等からなる「返還促進策等検証委員会」において、外部シンクタンクによる分析を活用しつつ、返還促進等の取組みの効果等を検証し、その結果を踏まえ各種改善方策を実施している。</p> <p>平成24年度に文部科学省に設置された「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」が取りまとめた報告書の指摘を踏まえ、平成25年度に債権回収の適切性等を検証するとともに必要な改善策等を検討することを目的とし、前記の「返還促進策等検証委員会」を一層充実させ「債権管理・回収等検証委員会」を設置した。</p>	措置済み
2	事務及び事業の見直し 留学生支援事業	東京国際交流館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成20年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。	1	<p>プラザ平成の企画・管理・運営業務について、平成19年度に内閣府官民競争入札等監視委員会の審議を経て決定した実施要項により民間競争入札を実施し、機構に設置した外部有識者からなる市場化テスト評価委員会の審査を経て平成20年度の落札者を決定した。平成21年・22年についても同様に、民間競争入札による落札者に委託し、経費削減に努めた。</p> <p>平成23年度以降の業務委託については、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、一般競争入札による落札者に委託している。</p> <p>プラザ平成の在り方については、必要な機能を維持しつつ会議施設等の管理運営業務を廃止し、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整のうえ所要の措置を講ずることとし、第2期中期目標・中期計画（平成21年度～25年度）に反映させた。</p> <p>平成21年度に売却等検討のための調査研究業務を実施したところ、プラザ平成と居住棟は設備の機能及び構造等から物理的に分離することが困難であることが判明したため、プラザ平成単独での売却ではなくプラザ平成と居住棟の一体的な売却に向けて検討を進めた。また、「事務・事業の見直しの基本方針」において、留学生宿舎等は「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する」とされたことを踏まえ、平成23年度においてプラザ平成と居住棟の一体的な売却のため一般競争入札を実施したが、不落であった。</p> <p>「制度及び組織の見直しの基本方針」において、国際交流会館については「やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」とされていることから、東京国際交流館の今後の方向性と併せて検討する。</p> <p>※「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において、制度及び組織の見直しの基本方針は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結することとされた。</p>	措置済み
3	事務及び事業の見直し 学生生活支援事業	学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。	1	<p>学生生活支援事業について、機構において、「各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する」観点から検討を行い、平成20年度までに研修事業等の整理統合等の見直しを行った。</p> <p>平成21年度に設置した外部有識者からなる「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」等において研修事業の名称変更及びカリキュラムの改善等の状況を踏まえつつ、平成22年度に研修会等について精選及び改善・充実を図った。さらに、平成23年3月の審議のとりまとめの報告を踏まえて、研修事業を厳選した。（H22年度：4領域11事業→H24年度：3領域5事業）</p>	措置済み

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
4	事務及び事業の見直し 市場化テストの拡大	国際交流会館については、平成20年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運営業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21年度から落札者による管理・運営業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。	1	<p>広島国際交流会館については平成20年度、大阪第二国際交流会館については平成21年度、兵庫国際交流会館については平成22年度から、管理・運営業務について内閣府官民競争入札等監理委員会の審議を経て決定した実施要項により民間競争入札を実施し、機構に設置した外部有識者からなる市場化テスト評価委員会の審査を経て決定した落札者に委託し、経費節減に努めた。</p> <p>(参考) 市場化テスト対象国際交流会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島国際交流会館 (H20. 4~H23. 3) ・兵庫国際交流会館 (H22. 4~H24. 3) ・大阪第二国際交流会館 (H21. 4~H24. 3) <p>平成22年4月に実施された政府の行政刷新会議の事業仕分けにおける評価を踏まえ、平成22年9月に公表された文部科学省の取組方針において、国際交流会館等留学生寄宿舎等については、原則として平成24年3月末に機構の事業としては廃止し、留学生宿舎機能の維持を前提に、大学、自治体、民間に売却を進めることとされた。また、平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、平成23年度中に講ずべき措置として、留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営を廃止することとされた。平成23年度以降の国際交流会館等の管理・運営業務については、施設を売却する方向であるため、市場化テストの対象範囲及び対象施設の拡大は行わないものとされたことから、平成23年度以降の国際交流会館等における管理・運営業務については、一般競争入札による落札者に委託している。</p>	措置済み
5	組織の見直し 組織体制の整理	日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。	1	<p>国費留学生や外国政府派遣留学生の受け入れを中心に行うとの観点から運営体制の見直し等について検討を行い、平成19年度末をもって私費留学生を多数受け入れていた専科課程の廃止を行うなど運営体制の見直しを図るとともに、これに伴う教職員定員削減を行った。</p> <p>また、平成21年度に東京日本語教育センターに設置したカリキュラム・教材開発室について、教材開発を進めるに当たり効率的・実践的に業務を実施していくため、平成22年度に体制の見直しを行った。</p> <p>今後も、私費留学生に係る学生数の縮減を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費外国人留学生や外国政府派遣留学生の受け入れを積極的に行うとともに、教職員定員削減を継続的に実施し、効率的・効果的な事業実施を推進するため、組織・運営体制の改善を図ることとしている。</p> <p>(教職員の定員：H19年度49名→H25年度39名)</p>	措置済み
6	組織の見直し 人員、組織の徹底したスリム化	奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時(平成25年度)までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。	1	<p>機構に設置した「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において、奨学金の回収業務に係る民間委託の推進のあり方について検討を行い、平成20年6月に報告書を取りまとめ、これに基づき平成21年度から回収効果の見込める初期延滞債権について重点的に民間委託を実施するなど、奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、組織の簡素化を図った。</p> <p>平成22年9月に文部科学省に設置された外部有識者による検討チームにおいて取りまとめられた「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ」における指摘を踏まえ、3ヶ月以上延滞債権に係る回収委託を強化するなど、積極的に競争入札による民間委託を行うとともに、平成23年4月に、監事事務局の設置、留学生事業部門及び学生生活事業部門の見直し、管理職の削減など、更なる合理的、効率的・効果的な業務管理を進められるよう組織改編を行った。</p> <p>奨学金の回収業務等の民間委託の結果を踏まえ、組織の更なる簡素化を図った結果、平成25年7月1日時点での職員数は479人となっており、第1期中期計画開始時の職員数(542人)と比べ、1割強の職員数を削減した。</p>	措置済み
7	運営の効率化及び自律化 保有資産の見直し	東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	<p>東京日本語教育センターは学校教育法に基づき所轄庁(東京都)から認可を受けた各種学校として認可基準に基づき校地・校舎は自己所有する必要があることに留意しつつ、23区内の国際交流団体等の要望を把握するためのアンケート調査も行って、機構においてワーキンググループを設置して施設の有効活用方策の検討を行った。この結果、学生ホール等の施設について、平成21年度より本来の教育活動に支障のない範囲で地域に開放してその有効活用を図ることとし、施設利用のPRを行い、地域の国際交流関係の団体が実施する留学生との交流事業等での貸し出しが行われている。</p> <p>(利用件数：平成22年度75件、平成23年度31件、平成24年度59件)</p>	措置済み

項目		見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
8	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	市谷事務所の在り方については、保有形態をより具体的に想定する等、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、調査・研究を行った。この結果を踏まえ、本部事務所及び他の都内事務所の在り方も含めて検討し、当面は現状を維持する方がコスト的にも優位であるとの一定の結論を得た。	措置済み
9	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	国際交流会館の会議室等附属施設について、地域に積極的に開放して交流・研修等の活動の場を提供することとし、対象とする会議室等附属施設全体で、年間稼働率を第2期中期目標期間中に年間50%以上地域に開放することとした。(平成20年度実績は43%) 国際交流会館等の施設等を利用し、地域ボランティア等と連携・協力して多様な国際交流事業を実施するとともに、国際交流会館の附属施設(多目的ホール、会議施設等)の利用について地域に周知し、開放している。 (稼働率:平成22年度44.8%、平成23年度52.6%、平成24年度56.9%)	措置済み
10	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成20年度中に結論を得るよう検討する。	1	平成20年度に、機構においてプロジェクトチームを設置して検討を行い、高円寺宿舎については、売却により同宿舎の貸倒引当金充当財源計上額に足る売却収入が見込まれる場合には処分を行い、その売却収入は当該引当金の財源とすることとした。その後、複数の民間事業者より貸倒引当金充当財源計上額を上回る金額での譲渡の希望があったため、平成23年2月に一般競争入札を実施し、平成23年3月に民間事業者に売却した。	措置済み